

教職員の懲戒処分について

市立小学校の教職員の処分を行いましたので、お知らせします。

このたびの教職員の不祥事につきましては、市民の皆さまの信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて職員の綱紀の保持および服務規律の確保を徹底してまいります。

1 被処分者および処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
美浜区 小学校	教諭	59歳	女	減給(1/10 1月)

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
花見川区 小学校	校長	56歳	女	厳重注意

※上記の管理監督者への処分は、懲戒処分にはあたらない処分外処分となります。

2 処分年月日

令和8年3月26日(木)

3 事案概要

被処分者は、令和3～6年度に担任した学級において、ワークテスト等を未返却・未実施であった。

4 再発防止の取り組み

- コンプライアンス通信に過去の懲戒処分の事例を取り上げ、職場において職員一人一人が注意すべき点を示すなど、服務規律の確保に資する取り組みを進める。
- 各種研修の機会を活用し、職員一人一人が不祥事を自分事として捉え、法令や公務員倫理に基づき適切に行動するよう徹底する。